

先生各位

## 細胞診 単独の専用容器ご利用のお願い

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび細胞診におきましては、単独の専用容器でのご提出をお願いいたしたくご案内申し上げます。今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

### 記

《 実施日 》 平成 18 年 3 月 1 日（水）受付分より

《 実施内容 》 細胞診は単独の専用容器でのご提出をお願いいたします。  
単独の専用容器以外でご提出された場合は、検査の実施を控えさせていただく場合がありますので予めご了承願います。  
 なお、細胞診の所定専用容器につきましては、「総合検査案内（p.115・154・155）」をご参照願います。

《 理 由 》 細胞診におきまして、同一容器で細胞診以外の重複検査依頼や専用容器以外の容器でご依頼された場合には、検査精度の低下を招く恐れがあります。なお、同時に微生物・一般検査の重複依頼においては、それぞれ所定の別の専用容器をご利用頂けますよう、合わせてご協力のほどよろしくお願い致します。  
単独の専用容器での検体採取が困難な場合は、その旨を細胞診検査依頼書の「臨床所見、臨床経過」欄にご記入願います。

専用容器	検査材料	総合検査案内 掲載ページ	理 由
P-1・P-3	喀痰	p.155	経時的変化による細胞変性の防止 検査に必要となる細胞量の確保
P-2	蓄痰		
P-4	尿		
J	体腔液	p.154	凝固（フィブリン析出）の防止 検査に必要となる細胞量の確保